

岐阜県立衛生専門学校学則施行細則

(目 的)

第 1 条 この細則は、本校学則に基づき、適正な管理運営を行うため、必要事項を定めるものとする。

(休業日)

第 2 条 学則第 7 条第 1 項一に規定する休業日は次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

2 学則第 7 条第 1 項二に規定する休業日は、次のとおりとする。

- 一 夏季休業 7 月 25 日から 8 月 31 日まで
- 二 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで
- 三 春季休業 3 月 25 日から 4 月 7 日まで

(授業時間)

第 3 条 学則に定める学科目時間数及び実習時間数の外、必要な授業時間数は、毎年度校長が定める。

- 2** 講義授業時間の 1 時間は 45 分とし、2 時間をもって 1 時限とする。
- 3** 一日あたりの講義授業時間数は、原則 6 時間とする。
- 4** 臨地実習時間は、学科により 1 時間を 45 分又は 60 分とする。

(授業科目の認定)

第 4 条 出席時間数が授業時間の 3 分の 2 に満たない学生でやむを得ない理由があると校長が認めた場合は、当該科目の授業及び実習の不足時間分の補習等をした上で、当該試験を受験させることができる。

- 2** 補習講義（臨地実習においては補習実習、以下「補習実習含む」とする。）を受けようとする学生は、その理由を明記した補習講義（補習実習）願（第 1 号様式）を校長に提出しその承認を得るものとする。

(授業科目の評価)

第 5 条 試験は、各学科目終了ごとに行う。

ただし、授業時間数の多い科目にあつては、中間試験を行うことができる。

- 2** 再試験（臨地実習においては再実習、以下「再実習含む」とする。）については、次の各号による。
 - 一 再試験（再実習含む）は、前項の学科目試験（中間試験を含む）において不合格になった学生に対して行う。
 - 二 再試験（再実習含む）については、その点数が 60 点（看護学科の再実習は 1 点）を超える場合にあつてもその点数は 60 点（看護学科の再実習は 1 点）とみなす。
 - 三 再試験（再実習含む）を受けようとする学生は、再試験（再実習）願（第 2 号様式）を校長に提出し承認を得ること。
 - 四 病気その他やむを得ない理由により、再試験（再実習含む）を受けられない場合は、その都度審議する。
- 3** 追試験（臨地実習においては追実習、以下「追実習含む」とする。）については、次の各号による。
 - 一 追試験は（追実習含む）、病気その他やむを得ない理由により、試験当日受験

できなかつた（臨地実習を受けることができなかつた）学生に対して行う。

二 追試験（追実習含む）を受けようとする学生は、その理由を明記した追試験（追実習）願（第3号様式）を校長に提出しその承認を得ること。

三 追試験の評点は、その科目を100点満点として、その点数から2割を減じた点数とし、60点以上を合格とする。

四 追実習の評点は、得点の10割とする。

（欠席）

第6条 欠席するときは、事前に連絡し、事後速やかに欠席届（第4号様式）を校長に提出しなければならない。ただし、1週間以上の病気又は学則第24条に該当する場合は、医師の診断書を添えること。

（欠席日数に算入しない休暇）

第7条 校長は、学生に対し欠席日数に算入しない休暇を認めるものとし、休暇をとるときは、学生は校長に欠席届（第4号様式）を提出し、承認を得ること。

2 欠席日数に算入しない休暇は、学則第24条による出席停止、就職試験受験、進学試験受験、公共交通機関の事故、ボランティア等の場合である。

ただし、出席扱いとはしない。

3 学則第24条に該当する主な感染症を別表に示す。出席停止期間は、医師の診断によるものとする。

（受験手続）

第8条 学則第13条において別に定める書類は、次のとおりとする。

助産学科	一 学則第12条に規定する資格証明書。ただし、受験願書の提出期限までに当該書類を添付できない者は、その見込みを証明するもの。 二 写真
第一看護学科 歯科技工学科 歯科衛生学科	一 学則第12条に規定する資格証明書。ただし、受験願書の提出期限までに当該書類を添付できない者は、その見込みを証明するもの。 二 写真
第二看護学科	一 准看護師免許証の写（照合したもの）。ただし、受験願書の提出期限までに当該の書類を添付できない者については、この限りではない。 二 就業証明書若しくは高等学校卒業証明書又はその見込みを証明する書類 三 写真

2 前項の表助産学科の欄中第1号、受験資格を証明する資格証明書が、ただし書きに該当する者は、入学時までに学則第12条に該当することを証明する書類を校長に提出しなければならない。

3 第1項の表第一看護学科、歯科技工学科及び歯科衛生学科の欄中第1号、受験資格を証明する資格証明書が、ただし書きに該当する者は、入学時までに学則第12条に該当することを証明する書類を校長に提出しなければならない。

4 第1項の表第二看護学科の欄中第1号、受験資格を証明する准看護師免許証の照合した写が、ただし書きに該当する者は、入学時までに免許証の照合した写又は准

看護師籍の登録済証明書を校長に提出しなければならない。

(入学手続)

第9条 学則第16条の別に定める書類は、誓約書及び戸籍抄本とする。ただし、校長が必要ないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(転入学)

第10条 他の学校で、1年以上履修した者で本校に転入学を志願する者があるときは、欠員が生じた場合に限り校長は審査の上、相当の学年に転入学を許可することができる。

2 転入学を志願するものは、身元保証人2名が連署し、理由を詳記した転入学願(学則第4号様式)を校長に提出しその許可を受けなければならない。

3 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び履修した時間数の取り扱い等については、校長が決定する。

(転学)

第11条 学生は、転学しようとするときは、身元保証人2名が連署し、理由を詳記した転学願(学則第5号様式)を校長に提出しその許可を受けなければならない。

(健康管理)

第12条 学則第29条の健康診断における検査又は検診の項目は、次のとおりとする。ただし、校長が必要ないと認めるときは、その一部を省略することができる。

- 一 身長・体重・胸囲
- 二 視力・聴力・血圧測定
- 三 胸部レントゲン撮影
- 四 検尿・検血・血清学的検査
- 五 医師による診察所見

2 校長は、健康診断の結果に基づき必要があると認めるときは、該当する学生に必要な医療を受けるよう指示し、その結果により適切な措置をとらなければならない。

(職員の所掌事務)

第13条 職員の所掌事務は、衛生専門学校事務分掌表による。

(会議等)

第14条 学則第28条第2項の規定に基づき、同条第1項の委員会及び会議の組織及び運営については、次のとおりとする。

2 運営会議は、校長、副校長、担当主幹、総務課長及び管理調整係長をもって組織し、次の事項を審議する。

- 一 学校の運営に関する諸規則の制定及び改廃に関すること。
- 二 学校の教育方針に関すること。
- 三 その他、学校の運営に関する基本的事項に関すること。

3 運営会議の庶務は、総務課が行う。

4 職員会議は、本校に勤務する職員のうちから校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。

- 一 運営会議に提案する事項に関すること。
- 二 教育計画に関すること。
- 三 学生の身分に関すること。
- 四 その他、学校の運営に関して必要な事項に関すること。

5 学校評価(自己評価、学校関係者評価)委員会は、本校に勤務する職員及び学校

- 関係者から、校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。
- 一 学校評価の基本方針および実施体制並びに実施方法に関すること。
 - 二 学校評価の評価基準項目に関すること。
 - 三 学校評価報告書の作成に関すること。
 - 四 学校評価結果に基づく改善策の提案に関すること。
 - 五 学校評価結果の公表に関すること。
 - 六 学校運営計画の立案、評価に関すること。
 - 七 その他学校評価の実施について必要な事項に関すること。
- 6 卒業認定会議及び単位認定会議は、本校に勤務する職員のうちから校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。
- 一 卒業認定に関すること。
 - 二 履修単位及び修得認定に関すること。
- 7 倫理委員会は、本校に勤務する職員のうちから校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。
- 一 本学の関係規定の遵守に関すること。
 - 二 ハラスメントの防止に関すること。
 - 三 個人情報の保護に関すること。
 - 四 職場及び学習環境に関すること。
- 8 研究倫理審査委員会は、本校に勤務する職員及び人文社会科学並びに自然科学の有識者のうちから校長が指名する者をもって組織し、次の事項を審議する。
- 一 倫理的観点による研究計画に関すること
 - 二 研究における倫理のあり方に関すること
 - 三 その他、研究費の不正使用等を除く研究倫理に関すること
- 9 運営会議、職員会議、学校評価委員会、入学試験委員会、卒業認定会議、単位認定会議、倫理委員会、研究倫理審査委員会及び学科会議の組織及び運営に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

この施行細則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

略（昭和 57 年～令和 3 年）

附 則

この施行細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。